

# 今後の母子家庭等対策についての基本的方針

平成13年12月6日  
保守党厚生労働部会

## 1. 基本的な考え方

- ・ 戦後50年の歴史を持つ母子寡婦対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応する。離婚が急速に増大する中、子どものしあわせを第一に考えて、親に対し子どもの養育の責務を改めて問いかけながら、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービス」の展開と母子家庭の母に対する「自立・就労」の支援に主眼を置いた改革を実施する。
- ・ 今後の対策については、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に行うものとして位置付けた上で、罪のない子どものしあわせや健全な育ちを願い、母子家庭等の自立を積極的に支援する。特に激変期の生活の安定に配慮し、就労による自立、子を監護しない親からの養育費の支払いの確保を重視する。
- ・ そのためにも、①子育てや生活支援策、②就労支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的、計画的に展開し、児童扶養手当については、その支給期間や支給要件を見直して、現金給付中心の施策体系からサービスをも重視した施策体系にシフトする。
- ・ なお、平成14年8月に児童扶養手当の支給事務が市等に移譲されることに伴い、住民に身近な市等における相談体制の強化を図る。

## 2. 子育てや生活の支援策の在り方

- ・ ひとり親のもとで精一杯生きる子どものために、母親や父親が安心して子育てをしながら就労することができるよう、子育て支援策やすまいの対策を充実、強化する。
- ・ 特に、保育所への優先入所を確保し、また母子生活支援施設の機能を充実するなど母子家庭や父子家庭に着目した子育て支援サービスや生活支援サービスの大幅な拡充を図る。

## 3. 就労支援策の在り方

- ・ 母子家庭の母が就労による収入をもって、自立できることが、子供の成長にとっても重要であり、就業支援策を充実、強化する。
- ・ ハローワークにおける職業紹介や訓練校における職業訓練等の現行施策を引き続き、強力に実施する。また、民間企業への就職を促進するため、企業に対する啓発・援助を行う。
- ・ 母子寡婦団体等を活用した相談から就業講習会の実施、情報の提供、職業紹介に至る一貫した就労支援サービスの提供など、母子家庭に着目した就労支援策を自治体の協力を得て拡充・展開する。

## 4. 子どものための養育費支払いの確保

- ・ 子どものしあわせのために、父と母がそれぞれの役割を果たすことが重要であり、親の子どもに対する扶養義務に基づいた養育費支払いを徹底する。
- ・ 子を監護しない親の養育費支払いに関する責務を法定化し、養育費支払いについての社会的機運や環境の整備を推進する。このために、必要な相談、情報提供を実施するなど養育費支払いを確保するための様々な方策を講じる。

## 5. 自立を支援する経済的支援体制の整備

- ・ 増大する受給者などに対応し、児童扶養手当などの経済的支援について、合理化、効率化し、自立を支援する制度として、将来にわたり持続的に機能できるようにする。
- ・ 離婚後などの生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨で施策を組み直すという観点から、児童扶養手当の支給期間の見直しについて検討する。その適用は、就労支援策を充実する中で十分な期間をおいて行うものとし、さらに、小さな子どもを育てている家庭や障害を有する者を抱える家庭など自立が困難な家庭などに対してきめ細かな配慮を十分に行う。
- ・ 母子家庭の母の就労意欲が阻害されず、その自立が一層促進されるよう、児童扶養手当の手当額と所得の関係を見直し、就労による収入の増加が総収入の増加につながるように合理的なものにする。とともに、養育費を受け取る者と受け取らない者の間の公平性を確保する。なお、前回改正時に生じた手当を受給している者が手当を受けることができなくなるような事態が生じないようにする。
- ・ 母子寡婦福祉貸付金制度の充実を図り、自立を一層支援する。

## 6. その他

- ・ 離婚の増大の原因や離婚が子供に与える影響、さらには扶養義務の果たし方と養育費についての研究を進める。
- ・ 効果的な自立支援のあり方について、研究、検討を進めるとともに、具体的なプログラム実施のために、研修を進める。
- ・ 当面、この基本的な考え方に基づいた改革を実施しつつ、児童扶養手当を巡る制度上の問題について、必要な改善を図る。

## 7. 実施時期等

- ・ 改革は関係者の意見を聞き、理解を得ながら進めることとする。
- ・ 就労支援などの施策は、効果が上がるまでには、一定期間を要することから、できるだけ早期に着手し、平成15年度からの全面実施をめざす。
- ・ 児童扶養手当の手当額と所得の関係の見直しについては、平成14年度から児童扶養手当の支給事務が都道府県から市等に移譲されることに併せて、実施する。

子どものしあわせを第一に考えた  
新しい母子家庭等対策の確立に向けて

○戦後 50 年の歴史を持つ母子寡婦対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応する。「きめ細かな福祉サービス」の展開と「自立・就労」の支援に主眼を置いた改革を実施する。

○具体的には、児童扶養手当中心の施策体系を改め、児童扶養手当の支給期間や支給要件を見直すとともに、住民に身近な市等における相談体制の強化を図り、

- ①子育てや生活支援策
- ②就労支援策
- ③養育費の確保
- ④経済的支援

を総合的に展開。

# 子どものしあわせを第一に考えた 総合的な母子家庭等の自立支援策

住民に身近な自治体において、総合的な相談・支援体制を整備

## 1 安心して子育てできるサービスと生活の場の整備3本柱

① 必要な時に必ず利用できる保育所や放課後児童クラブ

★保育所への優先入所の法定化等の検討

② 母子生活支援施設など自立に向けた生活の場の整備

★母子生活支援施設（母子寮）の機能の拡充

③ 親の疾病等にきめ細かく対応した子育て支援サービス

★介護人派遣事業やショート入居事業の拡充等

## 2 母子家庭等の安定を第一に考えた就労支援3本柱

① より良い就業に向けた能力の開発

★就業支援講習会の拡充、個別ニーズへ対応した能力開発等

② 母子家庭の母の状況に応じた就業のあっせん

★母子寡婦団体を活用した就職情報の提供の推進等

③ 所得の増大に結びつく雇用機会創出のための支援

★パート労働者の常用雇用への転換を促進等

## 3 子どものしあわせを第一に考えた養育費確保3本柱

① 養育費支払いについての社会的気運の醸成

★養育費支払いの努力義務の法定化等の検討

② 養育費についての取り決めの促進

★各種相談制度の拡充や情報提供等

③ 養育費取得のための司法手続きへのアクセスの確保

★司法手続きの利用の促進等

## 4 自立を支援する経済的支援体制の整備3本柱

① 児童扶養手当の支給期間の見直し

★的確な就労支援策と併せた手当支給期間の見直し

② 自立困難者等への適切な配慮

★個別プログラムによる継続的な手当の支給と3歳未満児の養育への配慮

③ 母子寡婦福祉貸付金の充実

★手当の見直しに配慮した貸付、技能習得のための一括貸付の実施等

※平成14年度から順次実施、平成15年度から本格的に実施

# 児童扶養手当の手当額と所得の関係の見直し

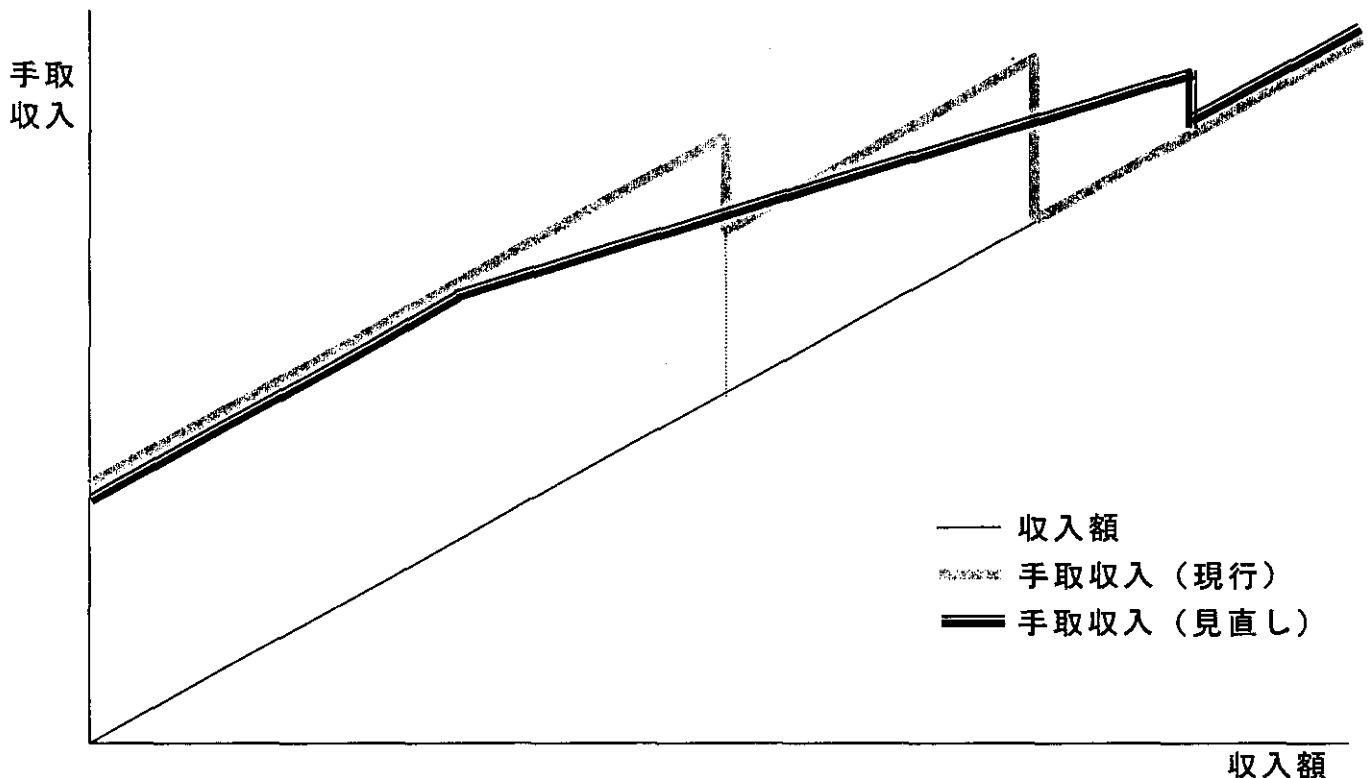
(自立促進施策の基盤整備のために)

## 1 就労・収入に応じて手当額をきめ細かく設定

- 就労による自立を促進する仕組みとするため、所得が増えるに従って、所得と手当額の合計額が増加するように、児童扶養手当の支給額をきめ細かく設定。

(注) 現行制度では、就労により所得が増えるに従い、全部支給から一部支給へ、さらには支給停止となることに伴い、所得が増えても、所得と手当額の合計額は実質的に減少するという問題がある。

### 【見直しのイメージ】



## 2 所得制限を行う際の所得の範囲の見直し

- 現在、父親からの養育費（仕送り）は、受給者の所得には含まれていないが、養育費（仕送り）を受けている者と受けていない者との均衡を図る観点から、受給者の所得の範囲に含める。
- また、受給者の所得の算出方法を、児童扶養手当受給世帯という性格に着目して見直す。

### ※平成14年度に入り準備を進め、実施

(地方分権一括法に基づく児童扶養手当支給主体の福祉事務所設置自治体への移譲に併せて実施)

# 母子家庭の現状

## 1. 母子世帯数

母子家庭は、年々増加。

- ・母子世帯数（平成10年） 約95万世帯  
うち、離婚は、約7割  
死別は、約2割

## 2. 離婚の状況

このような母子家庭の増加の背景には、離婚の増加がある。

- ・離婚件数、離婚率ともに平成12年に、過去最高。  
離婚件数 約26万件  
離婚率 2.10（人口千対）
- ・有子離婚の割合 約6割
- ・有子離婚のうち妻が親権を行う割合 約8割

## 3. 就労、収入の状況

### <就労>

- ・母子家庭の約8割は、就労している。  
就労母子家庭のうち、常用雇用は、約5割  
パート等は、約4割

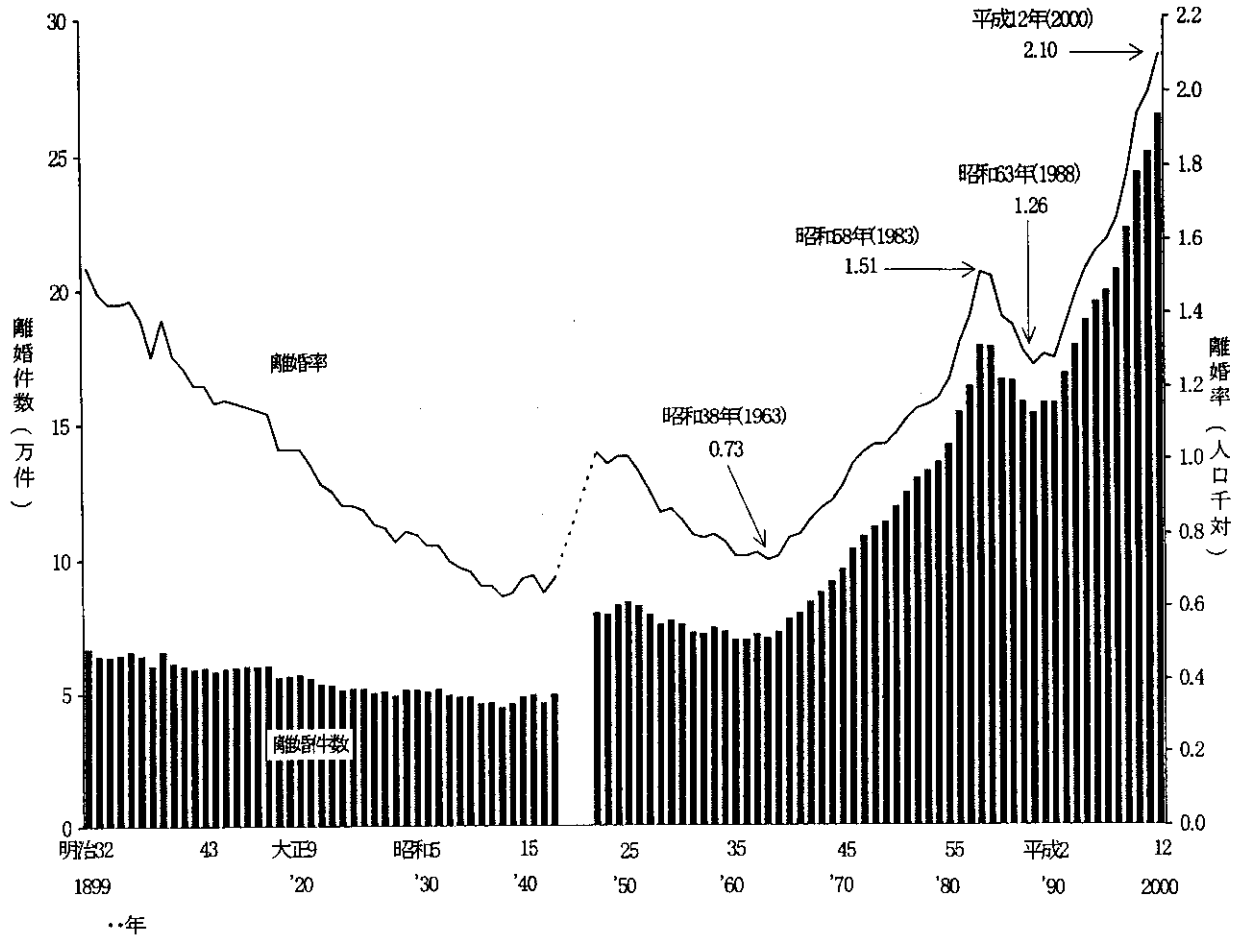
### <収入>

- ・母子世帯の平均収入 229万円  
一般世帯の平均収入 658万円

## 4. 養育費の取得状況

- ・養育費について取り決めをしている割合 離婚母子世帯のうち約35%
- 養育費を現在も受給している割合 離婚母子世帯のうち約21%

# 離婚件数及び離婚率の年次推移



注：昭和19年～21年は不備のため省略した。

平成12年の数字は、概数。

資料：昭和18年以前は内閣統計局「日本帝国統計年鑑第38回」及び「日本帝国人口動態統計」、昭和22年以降は厚生労働省「人口動態統計」



# 母子世帯の概要

母子世帯になった理由別 母子世帯数及び構成割合の推移

調査年次	総 数	死 別	生 別			
			総 数	離 婚	未婚の母	そ の 他
推 計 数 ( 世 帯 )						
昭和58年	718, 100	259, 300	458, 700	352, 500	38, 300	67, 900
昭和63年	849, 200	252, 300	596, 900	529, 100	30, 400	37, 300
平成5年	789, 900	194, 500	578, 400	507, 600	37, 500	33, 400
平成10年	954, 900	178, 800	763, 100	653, 600	69, 300	40, 200
構 成 割 合 ( % )						
昭和58年	100. 0	36. 1	63. 9	49. 1	5. 3	9. 5
昭和63年	100. 0	29. 7	70. 3	62. 3	3. 6	4. 4
平成5年	100. 0	24. 6	73. 2	64. 3	4. 7	4. 2
平成10年	100. 0	18. 7	79. 9	68. 4	7. 3	4. 2

資料：全国母子世帯等調査結果

注：総数は、不詳を含んだ値である。

# 母 の 就 業 状 況

(%)

調査年度	母子世帯 総 数	就労して い る	従 業 上 の 地 位				不 就 業
			事 業 主	常 用 雇 用 者	臨 時 ・ パ ー ト	そ の 他	
昭和58年	100.0	84.2	14.2	55.1	7.6	7.4	15.8
昭和63年	100.0	86.8	9.9	45.4	15.9	15.6	13.2
平成5年	100.0	87.0	6.8	46.3	27.2	6.7	11.4
平成10年	100.0	84.9	4.9	43.0	32.6	4.5	13.6
		(100.0)	(5.8)	(50.7)	(38.4)	(5.3)	(16.1)

資料：全国母子世帯等調査結果

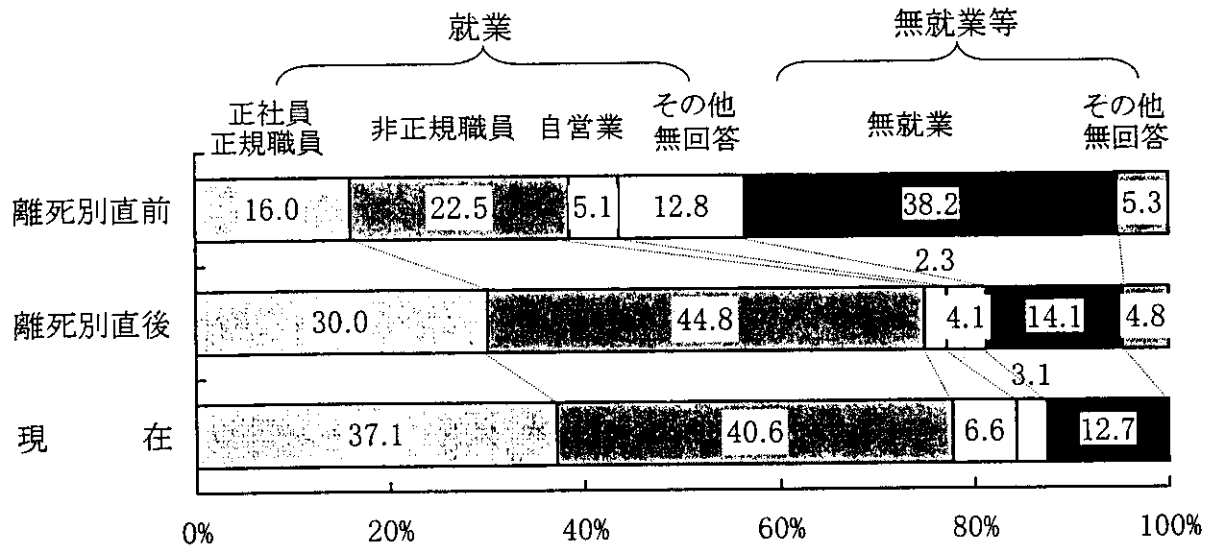
## 母子世帯の年収等の状況（平成9年）

		母子世帯	一般世帯
平均世帯人員		3.16人	2.95人
平均有業人員		1.05人	1.42人
平均収入金額 （死別） （離別）		229万円 (288万円) (220万円)	658万円
分布 の 代 表 値	第Ⅰ4分位値	118万円	298万円
	第Ⅱ4分位値 （中央値）	194万円	536万円
	第Ⅲ4分位値	291万円	866万円
世帯人員1人当たり 平均収入金額		73万円	223万円
有業人員1人当たり 平均収入金額		218万円	388万円

資料：母子世帯は、全国母子世帯等調査結果の数値

：一般世帯は、平成10年国民生活基礎調査結果の数値

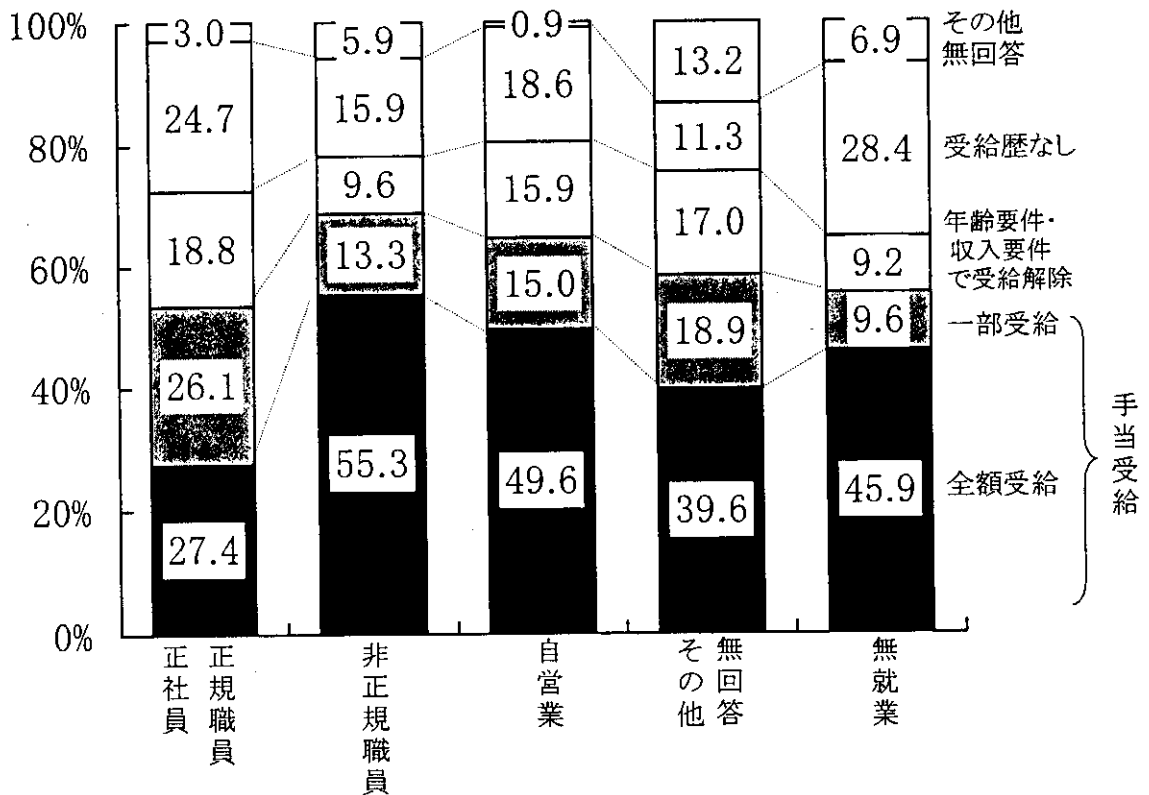
# 母子家庭となった前後における母子家庭の母の就業状況



資料:平成12年母子世帯の母への就業支援に関する調査結果

注 :「非正規職員」は、パート、アルバイト、嘱託・準社員・臨時職員、人材派遣会社の派遣社員を含む。

# 就業形態別児童扶養手当受給状況



資料:平成12年母子世帯の母への就業支援に関する調査結果

注 :「非正規職員」は、パート、アルバイト、嘱託・準社員・臨時職員、人材派遣会社の派遣社員を含む。

## 離婚母子家庭における夫からの養育費の状況

養育費の取り決め状況（平成10年）

(%)

離婚母子世帯	養育費の取り 決めをしてい る			養育費の取り 決めをしてい ない
		文書あり	文書なし	
(100.0)	(35.1)			(59.7)
	(100.0)	(66.7)	(31.9)	

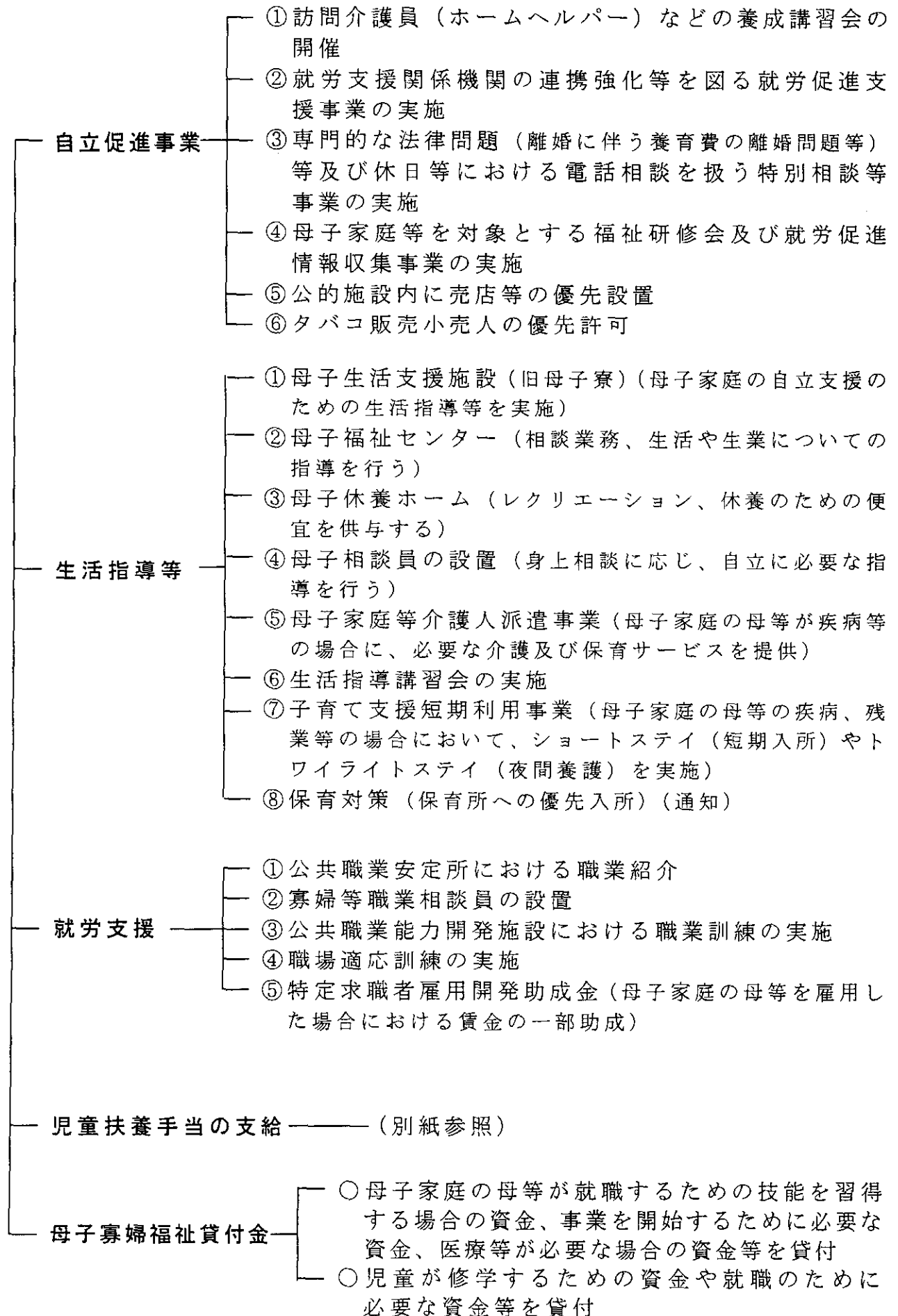
養育費の受給状況

(%)

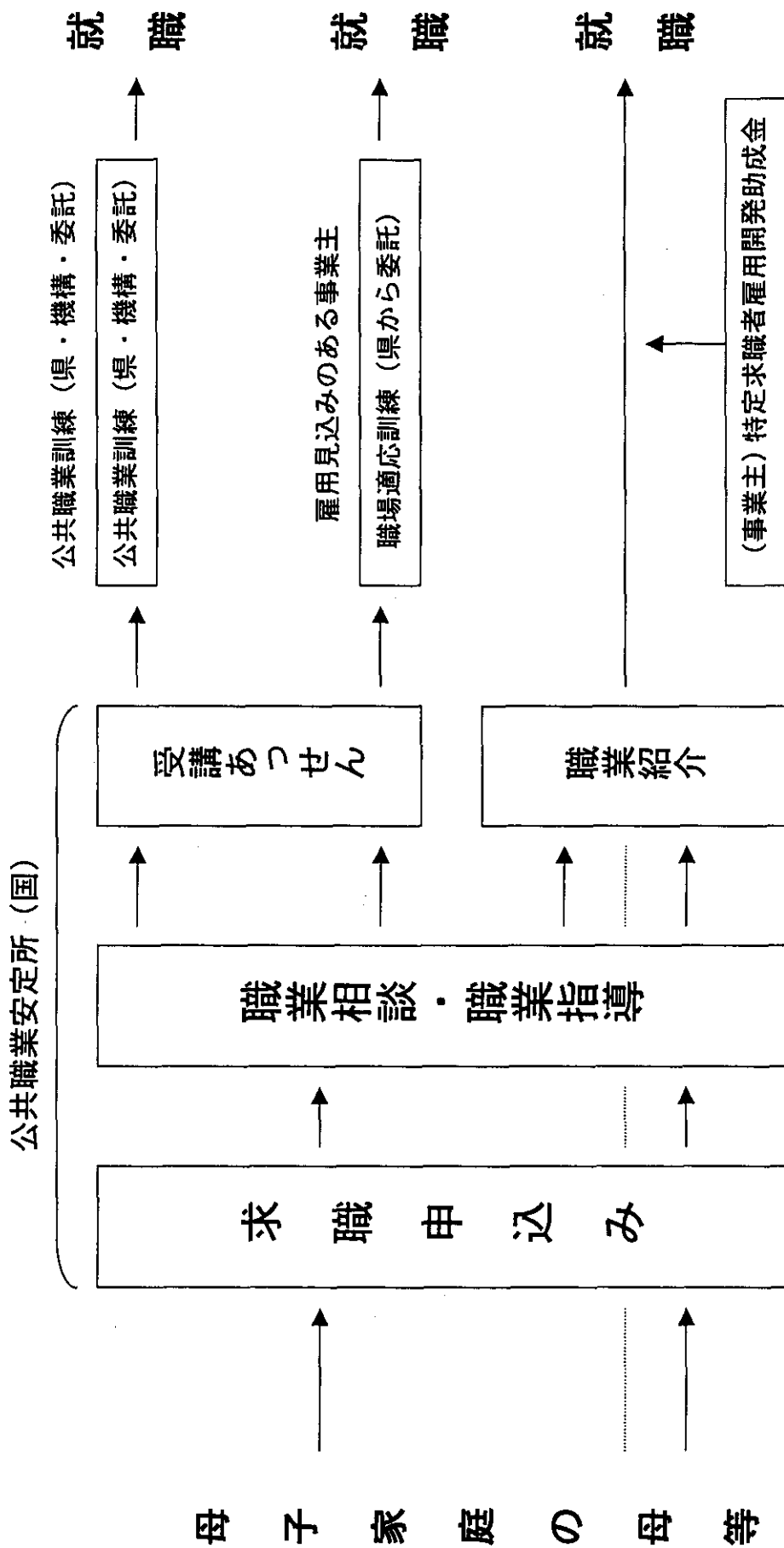
離婚母子世帯	現在も受けている	受けたことがある	受けたことがない
平成5年	(14.7)	(16.2)	(67.7)
平成10年	(20.8)	(16.4)	(60.1)

資料：全国母子世帯等調査結果

# 母子家庭等対策の概要



# 母子家庭の母等に対する就業支援策の概要



## 児童扶養手当制度の概要

<p><b>1. 目的</b> 離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。</p>								
<p><b>2. 支給対象者</b> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護し、養育している母又は養育者。</p>								
<p><b>3. 予算額</b> (13年度) 2,639.4億円</p>								
<p><b>4. 手当の支給主体及び費用負担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者） 支給主体……都道府県      費用負担……国 3/4    都道府県 1/4</li> <li>・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者） 支給主体……国                費用負担……国 10/10</li> </ul>								
<p><b>5. 手当額（月額）</b> (13年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人の場合 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">全部支給</td> <td style="padding-left: 20px;">42,370円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一部支給</td> <td style="padding-left: 20px;">28,350円</td> </tr> </table> </li> <li>・児童2人以上の加算額 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2人目</td> <td style="padding-left: 20px;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3人目以降1人につき</td> <td style="padding-left: 20px;">3,000円</td> </tr> </table> </li> </ul>	全部支給	42,370円	一部支給	28,350円	2人目	5,000円	3人目以降1人につき	3,000円
全部支給	42,370円							
一部支給	28,350円							
2人目	5,000円							
3人目以降1人につき	3,000円							
<p><b>6. 所得制限限度額（収入ベース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人 (10年8月～) <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">全部支給（2人世帯）</td> <td style="padding-left: 20px;">204.8万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一部支給（2人世帯）</td> <td style="padding-left: 20px;">300.0万円</td> </tr> </table> </li> <li>・扶養義務者（6人世帯）      600.0万円</li> </ul>	全部支給（2人世帯）	204.8万円	一部支給（2人世帯）	300.0万円				
全部支給（2人世帯）	204.8万円							
一部支給（2人世帯）	300.0万円							

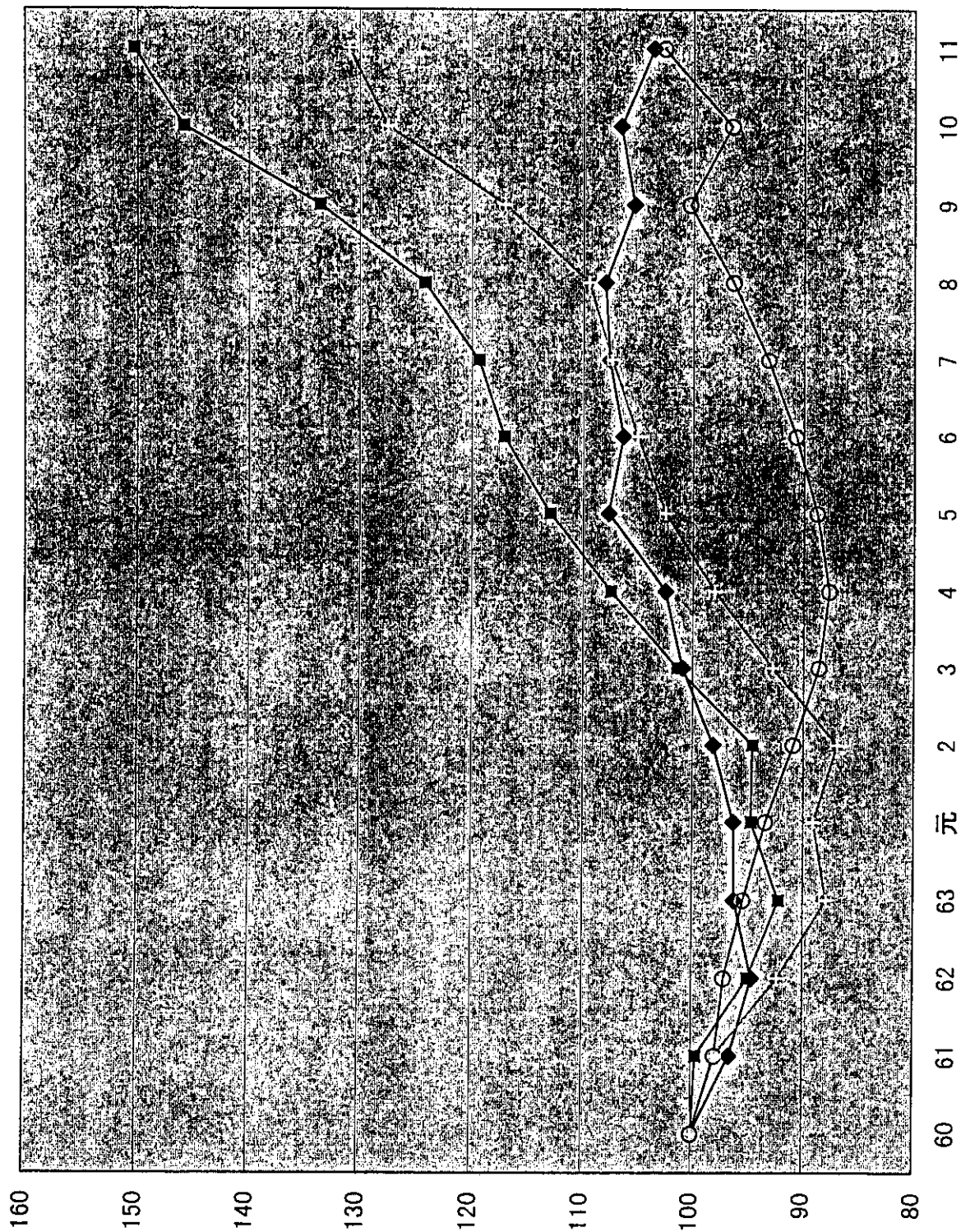
### 7. 平成13年3月末受給者数

総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄世帯	その他の 世帯
	離婚	その他					
708,395	622,357	1,191	9,570	51,678	2,919	7,460	13,220



# 受給者数等の推移(昭和60年度=100)

数値



年度